算式

$$\left\{\frac{43,860}{A}+2.193\right\}\times(B\times0.25+0.50)\times0.2\times C$$

ただし、$\left\{\left\{\frac{43,860}{A}+2.193\right\}\times(B\times0.25+0.50)\times0.2\times C\right\}\times A>263,158$

の場合は、$\frac{263,158}{A}$とする。

算式の符号

A　新市町村の人口

B　合併関係市町村（合併特例法第２条第３項又は合併新法第２条第３項の市町村をいう。以下同じ。）の数。ただし、適用合併が行われた後に、当該新市町村において更に適用合併が行われた場合においては、先の適用合併に係る合併関係市町村の数に、更に適用合併が行われたことによって当該新市町村に加わることとなる市町村の数を加えて得た数（先の適用合併における合併特例法第11条第１項又は改正前の合併新法第17条第１項に規定する補正の適用を受けた初年度から５年度間に限る。）を合併関係市町村の数とする。

C　適用合併に係る日が平成19年４月２日から平成22年３月31日までである新市町村にあつては１、その他の新市町村にあつては０

第四十七条第三項中「同法第十一条第一項」を「合併特例法第十一条第一項」に改め、同条第四項を次のように改める。

４　前項の加算率は、当該新市町村について、次の算式によつて算定した率とする。

算式

$$\frac{\sum_{n=11}^{19}(B_n\times C_n)\times0.15}{A\times2,280円}$$

算式の符号

A　新市町村の人口

B_n　合併市町村まちづくり推進事業の事業費に充てるため平成ｎ年度において発行を許可された地域総合整備事業債の許可額

$C_{11}=0.089$

$C_{12}=0.088$

$C_{13}=0.090$

$C_{14}=0.087$

$C_{15}=0.092$

$C_{16}=0.093$

$C_{17}=0.098$

$C_{18}=0.098$

$C_{19}=0.099$

第四十八条中「平成二十一年度又は平成二十二年度」を「平成二十一年度から平成二十三年度までの間」に、「平成21年度又は平成22年度」を「平成21年度から平成23年度までの間」に改める。

第四十九条第二項第一号中「十月一日以前に合併を行つた場合においては、当該期間内」を「十月一日以前に合併を行つた場合においては、同日以前」に改め、「（以下「平成七年人口」という。）」及び「（以下「平成十二年人口」という。）」を削り、同項第三号中「合併前指定都市」を「合併前において指定都市」に、「道路法第十七条第二項」を「道路法第十七条第二項又は第三項」に、「管理を開始した市町村」に改め、同項第四号中「合併前指定都市」を「合併前において指定都市」に、「道路法第十七条第二項」を「道路法第十七条第二項又は第三項」に、「管理を開始した市町村」に改め、同項第六号中「平成十七年人口」を「人口」に改め、同項第十二号中「合併前指定都市」を「合併前において指定都市」に改め、同項第十六号中「平成十七年十月一日現在」を「平成二十二年十月一日現在」に、「平成七年六十五歳以上人口」を「平成七年六十五歳以上人口」に、「平成十二年六十五歳以上人口」を「平成十七年六十五歳以上人口」に改め、同項第十九号中「平成十七年十月一日現在」を「平成二十二年十月一日現在」に、「平成二年十月一日現在」を「平成七年十月一日現在」に、「平成十二年十月一日現在」を「平成十七年十月一日現在」に改め、同項第二十一号中「平成十七年十月一日現在」を「平成二十二年十月一日現在」に、「平成二年十月一日現在」を「平成七年十月一日現在」に、「平成七年十月一日現在」を「平成十二年十月一日現在」に、「平成十二年十月一日現在」に改め、同項第二十九号中「第七条第一項の表市町村の項第十一号」を「第七条第一項の表市町村の項第十号」に改め、同項に次の一号を加える。

三十二　東日本大震災全国緊急防災施策債の額

第二十二号の規定に準じて合併関係市町村に分別又は按分するものとする。ただし、指定団体にあつては、事業施行区域によつて分別（ただし、事業施行区域が二以上の合併関係市町村にまたがる場合その他の場合においては、算定前年度の当該合併関係市町村の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によつて按分）するものとする。

第四十九条第三項第三号中「合併前町村」を「合併前において町村」に、「障害者福祉サービス利用者数」を「障害福祉サービスのうち新体系居住系サービス利用者数、新体系日中活動系サービス利用者数及び旧体系施設入所・通所利用者数」に、「平成二十年四月二日から平成二十二年四月一日まで」を「平成二十年四月二日から平成二十四年四月一日まで」に、「修正後子ども数（従来分）、修正後子ども数（平成二十三年度前期地方公務員分）、修正後子ども数（平成二十三年度後期地方公務員分）、修正後子ども数（平成二十四年二月・三月従来分）、修正後子ども数（平成二十四年二月・三月地方公務員分）、修正後子ども数（平成二十四年四月・五月地方公務員分）、修正後児童数（平成二十四年四月・五月被用者・非被用者分）、修正後児童数（平成二十四年六月から平成二十五年一月被用者・非被用者分）」に、「平成十五年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「平成十五年九月三十日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「七十三歳未満」を「七十五歳未満」に、「第九号26」を「第九号30」に、「按分し密度補正Ⅱ」を「按分し、密度補正Ⅱ」に、「平成七年二月一日以前（沖縄県にあつては平成六年十二月一日以前）に合併を行つた場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積は、平成七年二月一日現在（沖縄県にあつては平成十六年十二月一日現在）において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成二年二月一日現在（沖縄県にあつては平成元年十二月一日現在）の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によつて按分したものとし、平成七年二月二日から平成十二年二月一日までの間（沖縄県にあつては平成六年十二月二日から平成十一年十二月一日までの間）に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積は、平成十七年二月一日現在（沖縄県にあつては平成十六年十二月一日現在）において当該合併市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成七年二月一日現在（沖縄県にあつては平成六年十二月一日現在）の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によつて按分したものとし、平成十二年二月二日から平成十七年二月一日までの間（沖縄県にあつては平成十一年十二月二日から平成十六年十二月一日までの間）に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積は、平成十七年二月一日現在（沖縄県にあつては平成十六年十二月一日現在）において当該合